

令和2年度

富士宮市農業委員会総会会議録

令和2年2月10日 開会

令和2年2月10日 閉会

富士宮市農業委員会

令和2年2月10日午後1時富士宮市農業委員会会長望月三千夫は、富士宮市農業委員会総会を富士宮市役所全員協議会室に招集する。

委員定数 19名

出席委員 19名

農業委員出席委員

1番 佐野 芳 弘	2番 宮 島 孝 子	3番 遠 藤 恒 男
4番 望 月 三千夫	5番 赤 池 勝	6番 佐 野 正
7番 千頭和 栄 一	8番 石 川 邦 彦	9番 佐 野 公 洋
10番 松 下 善 洋	11番 村 松 義 正	12番 植 松 眞 二
13番 齊 藤 学	14番 石 川 嘉 章	15番 朝比奈 美 芳
16番 杉 浦 徳 子	17番 植 竹 繁	18番 後 藤 文 隆
19番 松 永 孝 男		

欠席委員

なし

農地利用最適化推進委員出席委員

2番 塩 川 金 彦	3番 佐 野 三 男	4番 遠 藤 光 浩
5番 佐 野 均	6番 村 松 慎 一	8番 加 藤 文 男
10番 有 賀 文 彦	11番 鈴 木 四 郎	12番 佐 野 強
13番 近 藤 雅 隆		

欠席委員

1番 佐 野 俊 英	7番 土 井 一 彦	9番 望 月 義 雄
------------	------------	------------

事務局職員

(併) 事務局長	長谷川 和 彦	次長兼振興係長	望 月 伸 浩
主任 主 査	深 川 亮	主 査	伊 藤 孝 彦
主 事	大 瀧 美 緒		

議長 会長 望月三千夫

それでは、本日は大変お忙しい中、農業委員会総会に御出席いただきましてありがとうございます。今日は農業委員全員が出席しております。

出席委員が定足数に達しておりますので、本会議は成立しております。

これより、本日をもって招集されました、富士宮市農業委員会総会を開会いたします。

議事に先立ちまして、令和2年1月10日から令和2年2月7日までの間における農業経営基盤強化促進法の規定による申し出について、取下・取消願の処理状況について事務局に報告させます。

事務局 大瀧主事

本日、机上に配付しました2枚つづりの資料の1枚目、農業経営基盤強化促進法の規定による申し出について取下・取消願の処理状況と、2枚目、右上に差し替えと記載のある議第12号 農

用地の所有権移転あつせん申し出に係る買入協議についてをごらんください。こちらは一連の案件です。

先に2枚目の差し替え議案をごらんください。第1項及び第2項について同一の申し出内容のため、一括して報告します。

第1項、根原■■■■、畑ほか3筆、計2万1,396平方メートルについて、第2項、根原■■■■、畑、1万5,046平方メートルについて、本日開催の総会審議案件として、議第12号に記載のとおり所有権移転あつせん申し出が提出されましたが、その後、1枚目の取下・取消願の処理状況に記載のとおり、令和2年2月7日に都合により取下願が提出されました。

説明は以上です。

議長

処理状況でありますのでよろしくお願ひします。

それでは、会期の決定についてを議題といたします。

お諮りいたします。会期は本日1日と決定いたしたいと存じます。

これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長

御質疑なしと認めます。

よって、会期は本日1日と決定いたします。

次に、会議録署名人の指名についてを議題といたします。

お諮りいたします。

会議録署名人は、7番 千頭和 栄一委員、8番 石川 邦彦委員を指名することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長

御異議なしと認めます。

よって、会議録署名人に、7番 千頭和 栄一委員、8番 石川 邦彦委員を指名いたします。

それでは、本日の議事日程を申し上げます。

報第9号 農地返還通知書の受理について

報第10号 農地法第4条第1項第8号の規定による届出書の受理について

報第11号 農地法第5条第1項第6号の規定による届出書の受理について

議第7号 農地法第3条第1項の規定による許可決定について

議第8号 農地法第4条第1項の規定による許可決定について

議第9号 農地法第5条第1項の規定による許可決定について

議第10号 非農地証明申請の審議について

議第11号 非農地通知の審議について

議第13号 富士宮市農用地利用集積計画の決定について

以上であります。

初めに、報第9号から報第11号まで一括して事務局から報告させます。

事務局 深川主任主査

令和元年12月21日から令和2年1月20日までの受理分について報告いたします。

議案の1ページから2ページをごらんください。

報第9号 農地返還通知書の受理について

農地の使用貸借権の合意解約がなされたことの通知があったので、次のとおり報告する。

議案に記載のとおり、使用貸借契約の合意解約による通知が5件提出されました。

続きまして、議案の3ページをごらんください。

報第10号 農地法第4条第1項第8号の規定による届出書の受理について

農地を農地以外のものにしようとする農地法第4条第1項第8号の規定による届出書を受理したので、次のとおり報告する。

議案に記載のとおり、2件の届出を受理しました。

続きまして、議案の4ページから5ページをごらんください。

報第11号 農地法第5条第1項第6号の規定による届出書の受理について

農地を農地以外のものにするため、その農地につき所有権の移転又はその他の権利を設定しようとする農地法第5条第1項第6号の規定による届出書を受理したので次のとおり報告する。

議案に記載のとおり、4件の届出を受理しました。

報告は以上です。

議長

事務局からの報告が終わりましたが、ここで一括して質疑を許します。

御質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長

御質疑なしと認めます。

よって、報第9号から報第11号まで、報告済みといたします。

議第7号 農地法第3条第1項の規定による許可決定についてを議題といたします。

事務局に議案の朗読及び説明をさせます。

事務局 伊藤主査

議案の6ページをごらんください。

議第7号 農地法第3条第1項の規定による許可決定について

農地の所有権の移転又はその他の権利を設定・移転しようとする農地法第3条第1項の規定による許可申請が次のとおりあったので審議を求める。

第1項及び別冊航空写真1ページをごらんください。

猪之頭字上谷戸■■■■、畑ほか4筆について猪之頭の■■■■さんが売買により取得するものです。

申請地は、「鱒の家」の南西に位置する農地です。

受人は、4年ほど前に猪之頭へ移住してきて新規就農し営農を続けておりますが、このたび、渡人から労力不足により申し出があり、また自身も経営規模を拡大したく申請に至ったとのことです。受人は現在47歳、耕作面積は許可後1万1,578平方メートルになります。稼働人員は2名です。本申請につきまして、農地法第3条第2項の各号の許可しない要件には該当せず、問題ないと判断しました。

説明は以上です。

議長

それでは、質疑を許します。御質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長

御質疑なしと認めます。

それでは、農業委員による採決を行います。

議第7号は、原案どおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長

御異議なしと認めます。

よって、議第7号は、原案のとおり処理することに決定いたしました。

議第8号 農地法第4条第1項の規定による許可決定についてを議題といたします。

事務局に議案の朗読及び説明をさせます。

事務局 深川主任主査

議案の7ページをごらんください。

議第8号 農地法第4条第1項の規定による許可決定について

農地を農地以外のものにしようとする農地法第4条第1項の規定による許可申請が次のとおりあったので審議を求めます。

第1項及び別冊航空写真2ページ及び3ページをごらんください。

馬見塚■■■■、畑515平方メートルにつきまして、馬見塚の■■■■さんと静岡市の■■■■さんが駐車場7台に転用しようとするものです。

申請地の隣地には墓地があり、申請人を含め参拝、管理等で訪れる方の駐車場がなく苦慮していたため、本申請地を転用しようということになりました。

申請地は学校給食センターから西へ約800mに位置し、公共投資の対象となっていない小集団の農地で第2種農地に該当します。

申請地の周囲は、道路、宅地、山林及び原野で問題なく、周辺への影響がないよう被害防除措置を行います。

以上です。

議長

それでは、質疑を許します。御質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長

御質疑なしと認めます。

それでは、農業委員による採決を行います。

議第8号は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長

御異議なしと認めます。

よって、議第8号は、原案のとおり処理することに決定いたしました。

議第9号 農地法第5条第1項の規定による許可決定についてを議題といたします。

事務局に議案の朗読及び説明をさせます。

事務局 深川主任主査

議案の 8 ページから 9 ページをごらんください。

議第 9 号 農地法第 5 条第 1 項の規定による許可決定について

農地を農地以外のものにするため、その農地につき所有権の移転またはその他の権利を設定しようとする、農地法第 5 条第 1 項の規定による許可申請が次のとおりあったので審議を求めらる。

第 1 項及び別冊航空写真 4 ページをごらんください。

安居山■■■■、田 2 9 0 平方メートルにつきまして、宗教法人■■■■が売買により取得し、駐車場 1 5 台に転用しようとするものです。

受人が運営する寺院は、現在の駐車場が 1 5 台分しかなく、近隣の理解を得て境内地周辺の道路へ駐車しています。昨年、転用許可を受け 7 台分の駐車場の増設をしたところですが、法事の際には平均 3 0 台ほどの利用があり、さらに送迎用バスを使用するということもあるため、今般改めて本申請地を売買にて取得し駐車場に転用したいため申請に至ったものです。申請地は境内地の東側に位置しており、公共投資の対象となっていない生産性の低い小集団の農地で第 2 種農地に該当します。

資金は自己資金により確保されており、周囲に影響が出ないよう被害防除措置を行います。

続きまして、第 2 項及び別冊航空写真 5 ページをごらんください。

外神■■■■、畑 1 4 9 平方メートルにつきまして、東京都の■■■■さんが売買により取得し、自己用駐車場に転用しようとするものです。受人は隣接する宅地に自己用住宅を建てる予定ですが、敷地内にヒノキ等の樹木があり自家用車及び来客用駐車場の確保が難しいことから、本申請地を売買にて取得し駐車場として利用したく申請に至ったものです。

申請地は、市民体育館の南約 2 0 0 m に位置し、街区の面積に占める宅地の割合が 4 0 % を超えている区域内にある農地で第 3 種農地となります。

資金は自己資金により確保されており、境界には見切りを設置し、周囲に影響のないよう被害防除措置を行います。

続きまして、第 3 項及び別冊航空写真の 6 ページをごらんください。

北山■■■■、田ほか 1 筆、計 9 9 1 平方メートルにつきまして、株式会社■■■■が売買により取得し、太陽光発電設備に転用しようとするものです。

受人はソーラー機器、空調機器の製造販売を行う法人で、富士市に営業所があります。太陽光発電設備の設置に適した土地を探していたところ、渡人から高齢で農地の維持管理が大変な状況にある本申請地を取得できることになったため、申請に至ったものです。

申請地は、北山の掘ノ内集会所の西側に位置し、公共投資の対象となっていない小集団の農地で、第 2 種農地に該当します。

申請地 2 筆の間には官地が通っていますが、境界に杭を設置し、使用しません。

また、申請地のうち■■■■については定期的なメンテナンスなどを行うための敷地として使用します。

周辺は水路、道路及び太陽光発電設備転用許可地であり、影響はないものと判断しました。

資金は自己資金により確保されており、周囲はフェンスで囲い防除措置を行い、設置後も定期的なメンテナンスを行います。

続きまして、第 4 項及び別冊航空写真 7 ページをごらんください。

精進川■■■■、田ほか1筆、計654平方メートルにつきまして、株式会社■■■■が売買により取得し、太陽光発電設備に転用しようとするものです。

受人は前項と同一の法人です。渡人から年齢、体力的に維持管理が大変な農地について相談を受け、売買により取得できることとなったため、申請に至ったものです。

申請地は、株式会社コバヤシ富士工場の北東約100mに位置し、公共投資の対象となっていない小集団の農地で第2種農地に該当します。

周辺は道路、段差等により分断された農地であり、周辺への影響はないと思われま

す。資金は自己資金により確保されており、周囲はフェンスで囲い防除措置を行い、設置後も定期的なメンテナンスを行います。

以上です。

議長

ただいまの上程議案のうち、3項及び4項について、担当委員から調査報告をお願いいたします。

6番 佐野正委員

ただいま審議中の第3項について調査報告をいたします。

2月5日、申請地にて事務局3名、代理人、会長の望月さんと私で調査を行いました。申請地の北側は用水路、西側は道路、東側は既に太陽光発電パネルが設置されております。そして、南側は休耕地になっております。地元への説明も行われており、農地への影響もないと思われま

13番 齊藤 学委員

ただいま審議中の第4項の調査結果について報告します。

2月6日午後1時半、現地で代理人の行政書士から、事務局2名と私が説明を聞きました。申請書のとおり問題がありませんので、御審議のほどよろしくお願

議長

それでは質疑を許します。

御質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長

御質疑なしと認めます。

それでは農業委員による採決を行います。

議第9号は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長

御異議なしと認めます。

議第9号は、原案のとおり処理することに決定いたしました。

議第10号 非農地証明申請の審議についてを議題といたします。

事務局に議案の朗読及び説明をさせます。

事務局 大瀧主事

議案の10ページをごらんください。

議第10号 非農地証明申請の審議について

土地登記簿の地目が農地になっている土地であって、その現状が農地以外になっているものについて、証明申請が次のとおりあったので審議を求める。

第1項及び航空写真8ページをごらんください。

申請地は、山宮■■■■、畑2，892平方メートルで、天母の湯の南東に位置する農地です。昭和35年月日不詳、申請者の祖父が耕作不向きのため植林し、以後山林として管理しています。申請地には数十年生の杉やヒノキが密生しており、周囲も同様に山林化しているため、非農地として扱って差し支えないと思われま

続きまして、第2項及び航空写真9ページをごらんください。

申請地は、鳥並■■■■、畑49平方メートルで大鹿窪遺跡の南西に位置する農地です。

平成9年3月6日、申請地周辺における法人の社員研修所を建設する土地利用計画に伴い、施設への通路としての利用を開始し、現在に至ったものです。

現在、当初の計画にあった研修所はなく更地の状態ですが、今後申請地南東に住宅を建てる計画であり、そちらへの進入路として利用する予定です。

なお、申請地は農用地に該当していますが、20年以上農地としての利用はなく錯誤という観点からも今後農振除外する計画です。

また、旧芝川町の案件であり、平成23年の線引き前から通路としての利用形態が継続しており、他法令への抵触はありません。

説明は以上です。

議長

ただいまの上程議案について、担当委員からの調査報告をお願いします。

19番 松永孝男委員

ただいま審議中の議第10号の第1項について説明をいたします。

2月4日の午後1時半から現地調査を行いました。申請者、代理人2名と事務局2名それと農業委員として私と赤池農業委員、合計6名で現地を調査いたしました。事務局説明のとおり、現地は山林ということになっており問題ありませんので、よろしく御審議のほどお願いいたします。

10番 松下善洋委員

ただいま審議中の第2項について報告をいたします。

2月4日に事務局の大瀧さんと次長の望月さんと代理人の行政書士と調査を行いました。先ほど事務局の説明があったとおり問題ないと思われま

議長

それでは質疑を許します。

御質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長

御質疑なしと認めます。

それでは農業委員による採決を行います。

議第10号は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長

御異議なしと認めます。

よって、議第10号は原案のとおり処理することに決定いたしました。

議第11号 非農地通知の審議についてを議題といたします。

事務局に議案の朗読及び説明をさせます。

事務局 望月次長兼振興係長

議案の11ページをごらんください。

議第11号 非農地通知の審議について

農地法30条第1項の規定による農地の利用状況調査により、次の農地が農地法第2条第1項に該当しないものとして審議を求める。

11ページから17ページにわたって記載をしてありますけれども、総面積としまして22万6,312平方メートル、筆数としましては216筆、所有者数としましては106人ということになります。

これらの農地につきましては、昨年農地パトロールによりまして農業委員、推進委員のほうからこの土地について山林化しているという報告を受けまして、その後、事務局でも航空写真等、場合によっては現地等を確認しながら、今回これらの農地につきまして赤判定ということで、いわゆる山林化しており農地には該当しないということで農地から外す手続をとりたいということでもあります。

これらにつきましては、周りは周囲も山林化されて、いわゆる農地としての利用形態をとることが難しいということで、農地法の農地から除外をすることでもあります。

それで、これにつきましては今後ですけども非農地通知ということで土地所有者へ通知をしまして、法務局への登記地目の変更の手続をお願いすることになります。

以上です。

議長

それでは質疑を許します。

御質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長

それでは、御質疑なしと認めます。

農業委員による採決を行います。

議第11号は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長

御異議なしと認めます。

よって、議第11号は、原案のとおり処理することに決定いたしました。

議第13号 富士宮市農用地利用集積計画の決定についてを議題といたします。

本案のうち6項について17番 植竹 繁委員が関係する案件であるため、農業委員会等に関する法律第31条第1項の規定により議員に採用できませんので、事務局から議案の概要説明の後、退席を求めます。

事務局 大瀧主事

議案の19ページをごらんください。

議第13号 富士宮市農用地利用集積計画の決定について

令和2年1月29日付、富農第1721号で決定を求められた富士宮市農用地利用集積計画につき別紙のとおり決定するものとする。

農用地利用集積計画案の2ページをごらんください。

今回の農用地利用集積計画における農用地の流動化状況につきましては、利用権の設定を受ける者1名、利用権を設定する者5名、利用権を設定する農用地等の面積は計1万2,317.2平方メートルです。

次に、所有権移転として所有権の移転を受ける者1名、所有権を移転する者1名、所有権が移転する農用地等の面積は計2万730平方メートルです。

概要は以上です。

議長

ここで17番 植竹 繁委員の退席を求めます。

〔17番 植竹委員 退席〕

議長

それでは、6項について事務局に議案の説明をさせます。

事務局 大瀧主事

所有権移転の内容について説明いたします。

7ページをごらんください。

第6項及び航空写真は15ページをごらんください。

所有権が移転する農地は、人穴■■■■、畑2万730平方メートルで、売主は静岡県農業振興公社、買主は麓の■■■■さんです。

10a当たりの対価は68万2,103円で、移転の時期は令和2年3月6日です。

説明は以上です。

議長

それでは、質疑を許します。

御質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長

御質疑なしと認めます。

それでは農業委員による採決をします。

議第13号のうち第6項について原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長

御異議なしと認めます。

よって、議第13号のうち6項について議案のとおり処理することに決定いたしました。

それでは17番 植竹 繁委員の入場を求めます。

〔17番 植竹委員 入場〕

議長

引き続き、議第13号について事務局に議案の朗読及び説明をさせます。

事務局 大瀧主事

利用権の内容について説明いたします。

4ページにお戻りください。

第1項から第5項は農地中間管理事業で、借主は静岡県農業振興公社です。

第1項及び航空写真は戻りまして11ページです。

第1項につきましては、表が2行になっていまして、1名の所有者が単独で所有する筆と、共有する筆とで分かれています。まとめて1つの案件として扱わせていただきます。

利用権を設定する農地は山宮■■■■、畑ほか2筆、計5、259平方メートルで、貸主は山宮の■■■■さんほか1名、使用貸借で花木の栽培、借入期間は10年です。

続いて、第2項及び航空写真は12ページ、利用権を設定する農地は、青木■■■■の内、田687平方メートルで、貸主は青木の■■■■さん、使用貸借で水稻の栽培、借入期間は10年です。

続いて、第3項及び航空写真は同じく12ページ、利用権を設定する農地は、青木■■■■、田1、966平方メートルで、貸主は青木の■■■■さん、使用貸借で水稻の栽培、借入期間は10年です。

続いて6ページをごらんください。

第4項及び航空写真は13ページ、利用権を設定する農地は、上柚野■■■■の内、田ほか1筆、計1、818.2平方メートルで、貸主は上柚野の■■■■さん、使用貸借で水稻の栽培、借入期間は10年です。

続いて、第5項及び航空写真は14ページ、利用権を設定する農地は、上井出■■■■、田ほか1筆、計2、587平方メートルで、貸主は上井出の■■■■さん、使用貸借で野菜の栽培、借入期間は5年です。

以上、説明いたしました全項目については農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしております。御審議のほどよろしくお願いたします。

議長

それでは質疑を許します。

御質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長

御質疑なしと認めます。

それでは農業委員による採決を行います。

議事第13号は議案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長

御質疑なしと認めます。

よって議事第13号は、農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づき処理することに決定されました。

これをもちまして、本日の日程は全て終了いたしました。

以上をもちまして、富士宮市農業委員会総会を閉会といたします。

午後1時35分終了

本会議録を書記に作成せしめ、会議録署名人と共に署名する。

富士宮市農業委員会
会 長

会議録署名人
7 番

会議録署名人
8 番